

令和7年度建設業法令遵守推進本部の活動結果概要

国土交通省では、平成19年より各地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」を設置し、建設業の法令遵守体制の充実を図っている。以下は令和7年度の同本部の活動結果を取りまとめたもの。

令和7年度の建設業法令遵守推進本部の活動結果

法令違反疑義情報の収集



3,558 件

- うち駆け込みホットラインの受付は1,946件
- 上記に加え、前年度の下請取引等実態調査の結果を基に、不適正な取引などの違反疑義情報を612件抽出

報告徴収及び立入検査の実施



1,318 件

- 建設Gメンによる情報収集内容を確認するための調査を含む
- 調査実施業者数は1,152事業者。同一事業者に複数回調査を行う場合がある

法令遵守に関する周知活動



252 回

- 都道府県労働局との労働時間削減推進協議会、労働基準監督署による時間外労働規制関係の説明会、都道府県との共催による講習会などにおいて法令遵守に関する周知を実施

監督処分等の実施件数（監督処分は大臣許可業者に対する件数）

許可取消



1 業者

- 欠格要件に該当

営業停止



14 業者

- 独占禁止法違反
- 無許可業者との下請契約
など

指示



4 業者

- 主任技術者配置不備
- 労働安全衛生法違反
など

勧告・文書指導等



768 業者

- 見積手続きの不備
- 契約書の記載不備
など

- 建設Gメンが駆け込みホットラインや下請取引等実態調査などの端緒情報をもとに、技能者の処遇に影響を及ぼすおそれがある不適正な取引に関して、具体的な情報が得られた事案を中心に、事実関係の確認等のために **1,318件・1,152事業者に対して調査等を実施**、うち不正行為やそのおそれが確認された**768事業者に対して指導、助言等を実施**。
- 建設Gメンによる建設工事の請負契約に関する状況等の調査を通じ、技能者の処遇に影響を及ぼすような不適正な取引のおそれに対する指導等を行った主な内訳として、見積内訳明示・条件提示不備等：641件、契約書記載不備等：516件、価格転嫁（金額変更に関する定めの不備等）：193件などが挙げられる。

1.調査件数等の内訳

端緒情報：駆け込みホットライン等 **3,558件**
下請取引等実態調査（※） **612件**

※ 下請取引等実態調査の結果のうち、技能者の処遇に影響を及ぼすおそれのあるような不適正な取引に関する具体的な情報について、事実確認のための調査対象として抽出

事実関係の確認・調査：**1,318件（1,152事業者）**

↳ 端緒情報の確認のための調査(報告聴取・立入検査含む)

↳ 発注者：34社 元請：679社 下請：439社

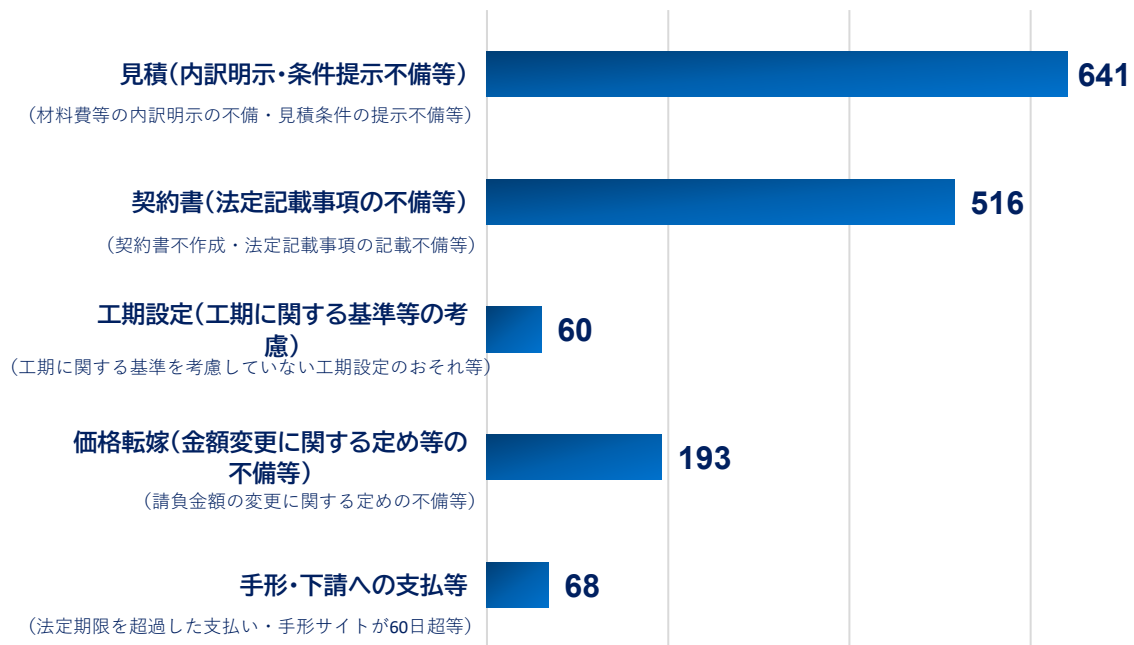
指導・助言等：**768事業者**

↳ 不適正取引又はそのおそれが確認された社に対して実施

↳ 元請：471社 下請：297社

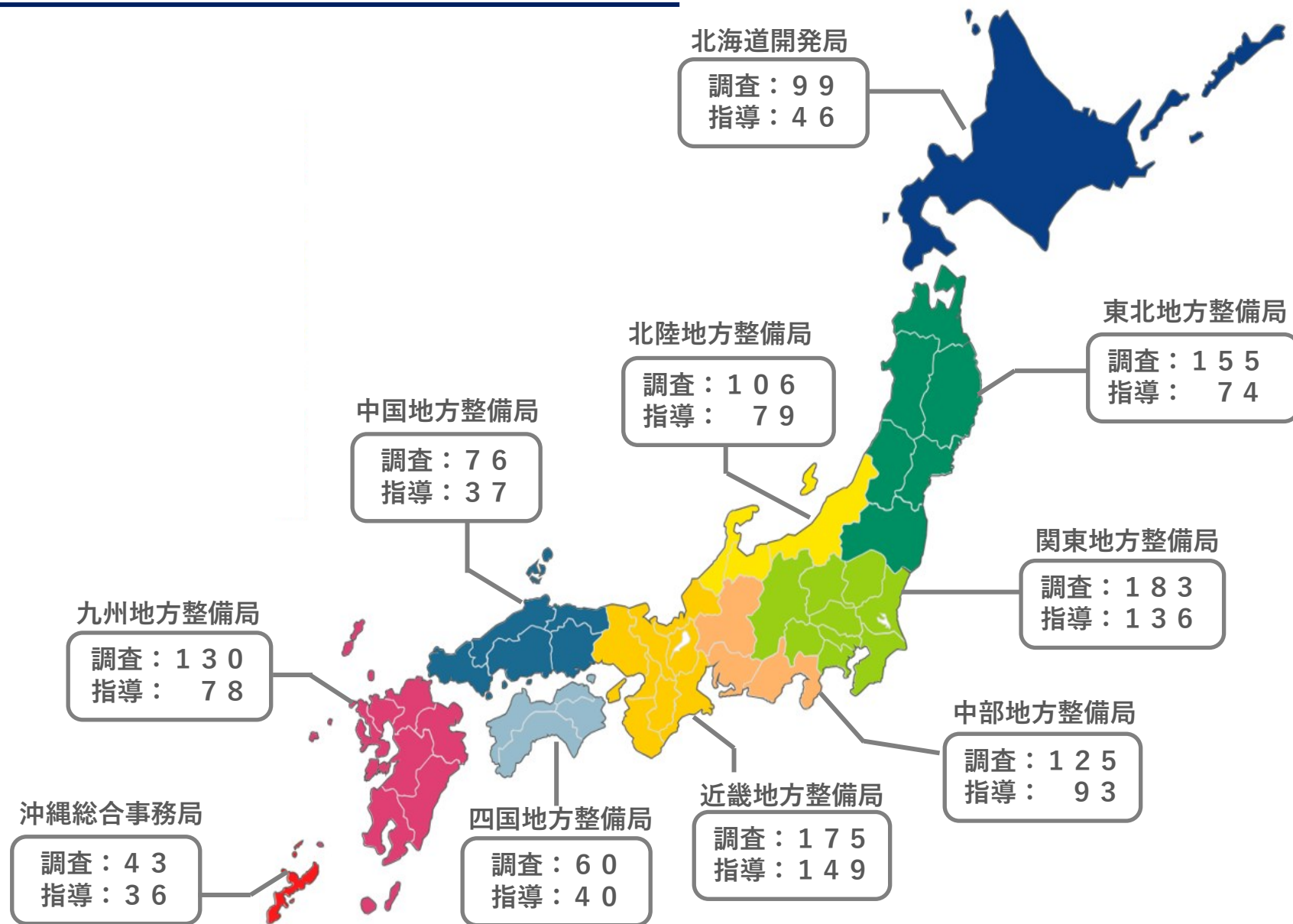
2.主な指導等の内訳

※ 1社において複数事項で指導していることがあるため、業者数と一致しない。



※ 指導件数には、法未施行の規定に係る指導を含む

地方整備局別の調査状況等 (R7.4~R8.3)



具体的な行政指導事例 【建設業法第19条の5第2項で禁止する著しく短い工期のおそれ】

指導の対象事業者

民間発注者から店舗施設等の設備工事を請け負った事業者

不正行為の概要

複数の注文者から同時に工事を請け負った結果、作業にあたる人員が不足し、自社の技能者に対して違法な長時間労働となる作業を行わせており、受注した工事を全般的に捉えた際に、工期に関する基準を考慮した工期設定がされていない。

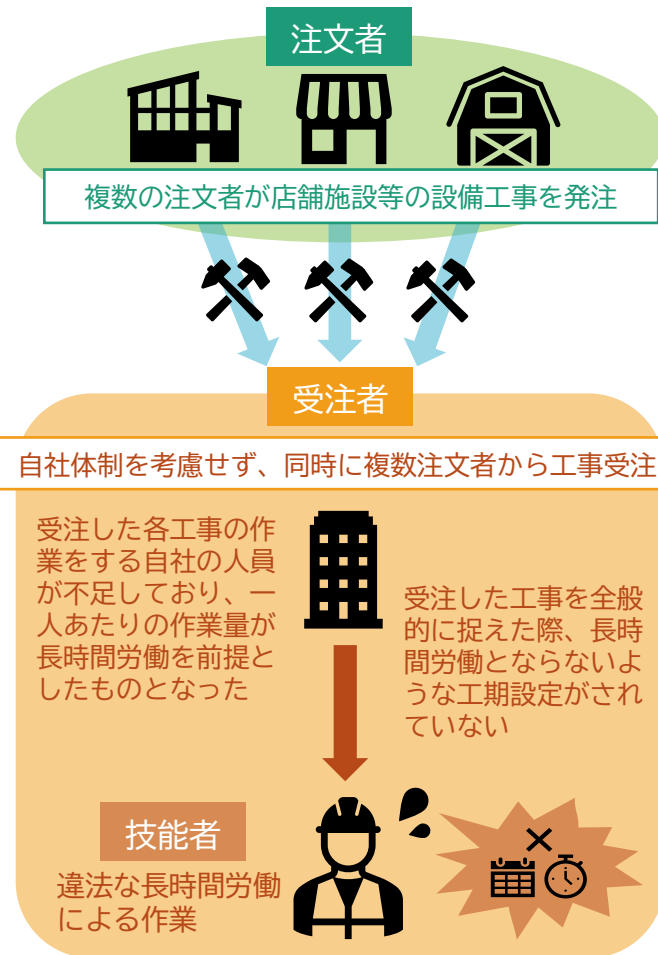
建設Gメンの指摘事項

(※ 建設業法第19条の5第2項施行前の事案)

工期に関する基準を踏まえない工期設定により、自社作業員が違法な長時間労働となる不適正な状態で施工したことについて、著しく短い工期に該当するおそれがある旨を指摘。

許可行政庁（近畿地方整備局）による指導内容

「工期に関する基準」における受注者が果たすべき責務や工期全般にわたって考慮すべき事項を踏まえたうえで、工期設定を行うことを指導。



「工期に関する基準」抜粋

第1章 総論（6）工期設定における受発注者の責務

＜工期設定において受注者の果たすべき責務＞

受注者は、建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元下間で、適正な工期で請負契約を締結する。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項（2）休日・法定外労働時間

建設業をより魅力ある産業とするため、また、時間外労働規制を遵守していくためにも、より一層、建設業の働き方改革を推進する必要がある。

- 建設業遵守推進本部は、建設業の公正・公平な競争基盤が阻害され、適正な施工の確保が困難となるような法令違反への対応を強化するべく、「①建設業者の法令違反情報等の収集」、「②報告徴収及び立入検査の実施」、「③関係機関との連絡調整」を主な任務として、平成19年に地方整備局等に設置。
- 建設Gメンは推進本部の取り組みの一端を担い、第三次・担い手3法の趣旨に沿って、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進することを最重要目的として、請負契約に関する調査及び指導等を中心に活動を展開

建設業法令遵守推進本部の任務

① 法令違反疑義情報の収集



駆け込みホットライン等の相談窓口において、建設業法違反の疑義情報を収集

② 報告徴収及び立入検査の実施



法令違反の疑義のある事業者に対して、報告徴収や立入検査を機動的に実施

③ 関係機関との連携



都道府県の建設業許可部局、厚生労働省、公正取引委員会などと連携した取り組みを推進

建設Gメン

最重要目的

建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進

見積り、契約、支払いなどに関する建設業法の遵守状況を調査
(労務費や工期設定などを確認)

不適正な取引行為に対する改善指導

令和8年度建設業法令遵守推進本部の活動方針概要

- 建設業遵守推進本部は、建設業の公正・公平な競争基盤が阻害され、適正な施工の確保が困難となるような法令違反への対応を強化するべく、平成19年に地方整備局等に設置。
- 建設Gメンは推進本部の取り組みの一端を担い、第三次・担い手3法の趣旨に沿って、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進するため、請負契約に関する調査及び法令違反への指導を実施。

建設業法令遵守推進本部の活動

1. 法令違反疑義情報の収集

- 建設業法違反の相談通報窓口である駆け込みホットラインや建設業フォローアップ相談ダイヤルの周知を図る。
- 相談通報窓口への通報者が秘匿を希望したときには、通報者が被通報者により特定されて不利益な取扱いを受けることがないように、秘密保持を徹底したうえで、調査等の方法を工夫するなど、通報者を保護するために必要な取り組みを行う。

2. 報告徴収及び立入検査の実施

- 相談通報窓口への通報や関係機関からの情報提供により法令違反が疑われる建設業者、建設Gメンの調査等により法令違反のおそれが把握された建設業者、営業所の実態に疑義のある建設業者、必要な実務経験等を有する技術者の配置に疑義のある建設業者、過去に指導監督を受けた建設業者等を中心に、報告徴収及び立入検査を機動的に実施していく。

3. 関係機関との連携

- 建設業の働き方改革推進のため、都道府県労働局や労基署と、建設業法や労働関係法令を踏まえた適切な工期設定の周知啓発を連携して行う。
- 公共発注者からの情報提供の活用や、労働関係法令や独占禁止法などの違反疑義が確認された際は、労基署や公取委との連携を図る。
- 情報共有や合同立入検査など都道府県と連携・協力した対応を図る。

4. 建設業取引適正化推進月間

- 11月に講習会の開催をはじめ、取引適正化に向けた普及啓発に関する活動等を重点的に行い、建設業法の普及啓発に努める。
- 建設Gメンについても当該月間を「集中月間」と位置づけ、より重点的に取り組みを行うものとする。

5. その他

- 建設工事の請負契約に関するトラブルの相談窓口である「建設業取引適正化センター」について、周知を図る。
- 建設関係団体との情報・意見交換、団体による研修会の機会などを活用して、建設業法の周知啓発に努める。
- 建設キャリアアップシステムや建設業退職金共済制度の普及に向けた必要な周知を行う。
- 建設業法以外の建設工事の施工等に関わる法令において、建設業者にも適用される制度の周知及び適切な対応を促す。
- 一人親方対策として、元請負人へ法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。
- 免税事業者との取引において、消費税相当額の一方的な減額を行わないことなど、十分な協議を行うよう周知啓発等を行う。

建設Gメンによる調査等

① 基本方針

- 建設Gメンは建設業法令遵守推進本部の活動の一端を担い、建設業法の違反疑義情報収集、調査等の実施、指導、また大臣許可業者に対して監督処分を行う。
- 特に、建設工事の請負契約の適正化により、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革の推進を最重要目的として、建設業法の遵守徹底、建設工事の適正取引を推進する。

② 適正取引推進のための具体的な活動

- 「下請取引等実態調査」や「駆け込みホットライン」などの情報を基に、調査の必要性を判断する。
- 特に労働者の処遇改善や働き方改革に影響を与える請負契約の法律違反の疑いは、情報提供者及びその取引相手方へ調査等より不適正な取引が確認された場合、改善指導を行う。
- 都道府県知事許可業者は、指導結果等を当該都道府県へ情報共有など、必要な取り組みを行う。

③ 適正取引の推進に向けた主な調査内容

- 建設Gメンは、建設工事の請負契約に関して、主に見積り、契約、支払いなどに関する建設業法の遵守状況を調査。

(1) 適正な請負代金

- 見積のやりとりにおいて減額が生じている場合の乖離状況の確認
- 「労務費に関する基準」を踏まえて、労務費の状況を確認
- コミットメント条項を含めた契約は、適正な労務費による見積状況等の確認

(2) 適正な契約締結

- 契約書の法定記載事項の確認
- 原価に満たない請負代金の有無を確認
- 資材価格の高騰を踏まえた転嫁協議を円滑のために必要となる契約変更方法の条項が記載状況の確認

(3) 適正な工期設定

- 「工期に関する基準」を踏まえて、休日確保等の考慮状況の確認。
- 著しく短い工期が疑われるような長時間労働の事案について、労基署へ必要な情報共有。

(4) 適切な価格転嫁

- おそれ情報の通知、変更協議の申し出、注文者の協議対応などを確認。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知のうえ、指針に沿った行動を求める。

(5) 適正な代金支払

- 労務費相当部分の現金払い、手形払いの場合の手形期間、手形の割引料等の負担状況の確認
- 銀行口座への振込手数料の負担状況を確認

④ 許可行政庁との情報共有及び協力連携

- 建設Gメンによる調査等において、建設業法違反の疑いが確認された場合、違反疑義業者への報告徴収及び立入検査、また指導監督が適切に行われるよう、当該違反疑義業者の許可行政庁に対して情報提供を行う。
- また、都道府県知事許可業者に関しては、合同立入検査の実施など、知事許可部局と連携して適切な対応を図る。